

新市立病院新築工事基本設計業務委託公募型プロポーザル 技術提案書作成要領

本業務に係る技術提案書の提出にあたっては、「横須賀市新市立病院新築工事基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領」及び本要領を遵守すること。

1 技術提案書の内容

(1) 基本事項

プロポーザルとは、調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。

具体的な設計業務は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取り組み方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて、発注者と協議の上開始する。

本要領に記載された事項以外の内容を含む技術提案書及び本要領に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 提案テーマについて

提案は、横須賀市新市立病院建設計画概要及び関連資料を踏まえ、以下の内容について、具体的かつ簡潔に記述すること。

提案テーマ（1）

【医療を取巻く環境の将来変化に対する建築的対応について】

提案テーマ（2）

【病院の各種スタッフの意見集約方法と合意形成の手法・手段について】

提案テーマ（3）

【建設コスト及びランニングコストの縮減対策と設計時のコストコントロールの手法について】

提案テーマ（4）

【その他、設計者として特に提案したい事項について】

(3) 作成にあたっての留意事項

ア 技術提案書は、別添の様式により提出すること。

イ 作成にあたって、文字の大きさは10ポイント以上とすること。

※ 写真、イラスト、イメージ図に添えるコメントは10ポイント未満でも可とするが、読みやすい大きさであること。

ウ 提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。

エ 視覚的表現は、文章を補完するために、必要最小限な範囲において認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類するものに基づいた表現をしてはならない。

オ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む）を使用してはならない。

カ 技術提案書の提出者（協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

2 技術提案書の提出

(1) 技術提案書の提出は、以下による。

- ア 受付期間：令和2年2月3日（月）から令和2年2月13日（木）
（土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）
※期限までに書類が提出されない場合は、評価を行わない。

イ 受付場所

横須賀市健康部 地域医療推進課

住 所 〒238-0046 横須賀市西逸見町1-38-11
ウェルシティ市民プラザ3階

電話番号 046-822-4347

F A X 046-822-4363

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。（郵送する場合、「特定記録郵便」又は「簡易書留」にて郵送することとし、提出期間内に必着すること。）

エ 提出様式

本要領に定める様式とし片面印刷とする。

様式8 技術提案書（表紙）

様式9-1（A4縦）業務の実施方針（1枚以内）

様式9-2（A3横 3枚以内）提案テーマ（1）～（4）

様式10 業務工程表（A3横 1枚以内）

様式11 基本設計業務受託見積書及び内訳書

オ 提出部数：21部

- ・ 原本1部、写し20部（原本がカラーの場合は、写しもカラーとする）
- ・ 様式9-1及び9-2、様式10の技術提案書の電子データ(PDF形式)を保存したCD-ROM等の電子媒体 1部

カ その他

- ・ 原本は、ホチキス留めせずに、クリップ等で留めること。
- ・ 写しは、1部毎に左肩1か所をホチキスで留めること。
- ・ 各ページに通し番号を振ること。
- ・ 技術提案書は、用紙サイズに関わらず折らずに提出すること。
- ・ 様式11 基本設計業務受託見積書及び内訳書は、原本のみ基本設計業務受託見積書に押印する代表者印により封緘した封筒（形式自由）に入れ、提出すること。

(2) その他

- ア 技術提案書の提出は、各提出者1案に限るものとする。
- イ 要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
- ウ 提出された技術提案書は返却しない。
- エ 提出書類について、本要領に示された条件に適合しない場合は、無効とする場合がある。
- オ 選考結果については、最優秀者及び優秀者の名称を横須賀市のホームページで公表する。